

報道機関 各位

情報提供日	2020年(令和2年)7月30日
問い合わせ先	政策局市民相談室(能登・村山)
	918-5002(ダイヤルイン) 内線 2277、2278

養育費取り決めサポート事業を始めます！

～債務名義を取得するための手続支援と費用補助～

1 概要

養育費を受け取るべき市内在住のすべての子どもを支援するため、離婚等における子ども養育支援事業の一環として、市が、養育費の債務名義(調停などの裁判所における取り決めや公正証書)を取得するための手続支援と費用補助を行います。

- (1) 調停申立など債務名義取得手続についてのアドバイス
- (2) 調停申立や公正証書作成にかかる費用の補助
→(2)については、既に大阪市、神戸市、福岡市などで実施中

2 申込期間

令和2年8月3日(月)から令和3年3月31日(水)まで

3 対象者

次の①と②の両方を満たす人

- ① 子どもが市内に住んでいる
- ② 養育費の取り決めについて、裁判所への調停申立や公証役場における公正証書の作成を検討している

※ 費用補助(1(2))の対象者は、令和2年7月1日以降に養育費の取り決めについて調停申立や公正証書の作成を行った人

4 費用

無料

5 募集

広報あかし8月15日号及び市HPに掲載するほか、児童扶養手当現況届提出者に対して案内をする。

6 申込先

市民相談室

TEL 918-5240(専用ダイヤル・平日8:55～17:40)

FAX 918-5102

メール soudan@city.akashi.lg.jp

養育費の取り決め 明石市がサポートします

Q.裁判所の手続きって

自分でできるの？



A. 手続きの仕方を

アドバイスします！

申立書の書き方、必要書類の準備に不安がある方はご相談ください。



Q.取り決めって

お金かかるんでしょ？



A. 取り決めにかかる

費用を補助します！

調停調書の作成には3千円程度、公正証書の作成には1～3万円程度かかります。⇒全額補助で負担軽減！

◎対象となる方

- ✓ こどもが明石市に住んでいる
- ✓ こどものために、養育費をしっかりと取り決めたい方



※費用補助の対象は、令和2年7月1日以降に養育費の取り決めについて裁判所に申立てを行った方または公正証書を作成した方です。

養育費について取り決めをしておくことはお子さんの生活や将来のために大切なことです。

取り決める際には、調停調書や公正証書など公的な書類にしておくことで、万一不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

お問い合わせ先

明石市 市民相談室

電話 078-918-5240

FAX 078-918-5102

E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

これから離婚する方も

取り決めをせずに
離婚した方も

まずはお気軽に
お問い合わせください

